

社会福祉法人横浜共生会 研修規程

(法人の理念と宣言)

序文 私たち法人の理念は、障がいの有無や年齢に関わらずだれでも当たり前の生活が地域の中でなされる、またその人らしくよりよく生きることがかなう、そんな社会を創りだすことにあります。そのために、それぞれの施設が持っている当然の役割に加えて、出会うこと、知り合うこと、支え合うこと、これらを地域の中で支援するべく、以下を宣言します。

1. 「共生」を旗印に、地域の中でだれもが安心して共に生活できることを目指し、また、地域へ進んで乗り出し、地域とともに歩み、汗し、息づく活動であること
2. 無知、無理解、偏見、差別という過程を超えるため、障がい当事者等との出会いの場をつくり、障がい当事者等が地域、社会、そして制度を創っていくことを協働すること
3. 障がい当事者等の自律、主体性、参加、選択、決定を大きな柱にして、施設の枠を超え地域で生きることに視点をあて、ノーマライゼーション理念の実践体たること

(本規程の目的)

第1条 この規程は、就業規則第50条に基づき当法人職員の研修に関する事項を定め、全ての職員が当法人及び各施設の基本理念及び運営方針を理解し、自己の役割を全うすることによって、差別のない共生のまちづくりに積極的に寄与するとともに、広い視野と良識ある人格をやしなひ、強い責任感と明るい展望を持つ職員の育成を目的とする。

(方針)

- 第2条 研修を実施及び受講するに当たっては、前条の目的を充分理解し、業務遂行に必要な知識、技術、倫理の習得、向上をはかり、併せて支持的、教育的、管理的な仕事の仕方の習得、向上をはかるものとする。
- 2 より細やかで個別的な支援方法を習得するとともに、利用者に安全と安心とを提供するための支援スキル及びリスクマネジメント力の向上、権利擁護に関する高い意識の育成をはかり、もって社会福祉サービスにおける地域化、小規模化の推進に寄与するものとする。
 - 3 とりわけOJT（職務を通じての研修）がもっとも重要であることを職員相互が自覚し、日常業務の実践過程において「すべての職員は共育し合う責任と義務がある」との理念の下に、効果的におこなわれるよう創意と工夫に努め、その他職位に応じた集合研修および社外研修をもってこれを補完するものとする。

(理事長、施設長の責務)

- 第3条 理事長及び施設長は、職員に対する研修の必要性を把握するとともに、研修計画を立て、その研修計画に基づく研修の実施に努め、職員に研修を受ける機会を与えなければならない。
- 2 理事長及び施設長は、研修計画を立て実施するにあたっては、研修の効果を高めるために職員の自

己啓発の意欲を発揮させるように配慮しなければならない。

- 3 理事長及び施設長は、必要と認めるときは、他の機関と共同又は他の機関に委託、派遣して研修を行うことができる。

(職員の責務)

第4条 職員は各種の研修の受講を命じられた場合には、これを受講しなければならない。

- 2 職員は、常に自主研修により職務の遂行に必要な知識、技術、倫理等を習得するよう努めなければならない。

(法人人材育成運動との連動)

第5条 施設長は、年度ごとに、職員個別の研修履歴を指定の期日までに法人に文書で報告しなければならない。

- 2 前項の実績は職員研修履歴台帳に記載され、法人人材育成運動に反映されるものとする。

(研修の種類)

第6条 研修の種類を次のようにおくものとする。

(1) (ア) 新任者研修

新規採用の職員を対象とする研修

(イ) 中堅研修

中堅の職員を対象とする研修

チーフ職や主任職を対象とする研修を別途設定することもできるものとする

(ウ) 管理者研修

係長級以上の職にある者又はこれに準ずる職にある者を対象とする研修

(2) 専門研修（職務研修）

(3) その他の研修

前各号に掲げるもののほか、施設長が必要と認めて行うもの

(研修の方法)

第7条 研修は以下の各号の方法によるものとする。

(1) 職務を通じての研修（OJT）

(2) 職務を離れての法人及び施設内研修（Off-JT）

(3) 派遣研修（Off-JT）

(4) 自主研修（SDS）

(5) その他の研修

- 2 前項第4号に基づく通信教育等自主研修への助成については、別に定める実施要綱による。

(施設研修推進委員会の設置)

第8条 研修の計画、実施は、各施設において、施設長を長とする研修推進委員会によっておこなう。

- 2 この委員会を構成する委員は、各施設の規模に応じ数名程度とし当該施設長が任命し、その施設の

研修推進をになう。

- 3 同委員は、当該施設長を補佐し、各施設における職員研修の必要性を具体的に把握する。
- 4 同委員は法人研修推進委員会と連携し、「研修ノート」等を活用し法人内の他施設開催の研修の周知や宣伝を行う。
- 5 同委員の任期は1年とし、留任は妨げない。

(法人研修推進委員会)

第9条 研修を組織的、統一的かつ効果的に実施するために、法人研修推進委員会を設置し、各施設長は当該施設研修推進委員から1名以上をこの委員会に参加させる。

- 2 法人研修推進委員会は、随時委員長が召集しこれを主宰する。
- 3 法人研修推進委員会の構成は、以下のとおりとし、役員は理事長が任命する。

委員長 1 名 副委員長 2 名

(法人研修推進委員会の機能)

第10条 法人研修推進委員会は以下の各号に定める事項を行い、理事長に答申する。

- (1) 法人全体研修の年次計画の策定
- (2) 各施設内研修の内容、スケジュール等の集約、調整と「研修ノート」の編纂と配布
- (3) 「研修ノート」の日程変更等の周知連絡
- (4) 法人内研修の推進に関する事項

(予算)

第11条 法人全体の研修計画及び各施設研修計画に基づき行われる研修にかかる次の各号の費用については、当該研修に参加した職員が所属する施設が負担するものとする。

- (1) 参加費
 - (2) 交通費及び宿泊費（出張旅費規程による）
 - (3) 研修に関する手当
- 2 前項に関わらず、第5条第3項にある通信教育等自主研修助成要綱第6条の助成費用は、法人が負担するものとする。

(手当)

第12条 施設長が必要と認めた場合は、次の各号の研修手当を支給するものとする。

- (1) 県域以上の関係団体等主催の研修に発表者として参加した者 5,000円
 - (2) 法人又は施設が主催する研修企画に自主的に参加した者 500円
- 2 前項に関わらず、係長以上の職制にはこの手当を支給しない。

(派遣研修の勤務時間の取扱)

第13条 1日の職務を離れて外部にて研修を受けることを命じられた職員の勤務時間については、当該研修の所定時間をもって1日の勤務時間とみなす。

- 2 前項に関わらず、当該研修の所定時間が1日の勤務時間を超えるときは、当該時間勤務したものと

みなす。

(研修の報告)

第 14 条 研修者に対して、原則として事前に下記のいずれかの形式での報告を施設長が定め、事後速やかに報告をしなければならない。

- (1) 口頭報告
- (2) 文書による報告
- (3) 職員向けフィードバックの場での報告
- (4) その他指定された形によるもの

(その他)

第 15 条 この規程によりがたい場合は、施設長の判断とする。

2 この規程の改廃は、法人内連絡調整会議での検討を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

社会福祉法人横浜共生会研修規程 通信教育等自主研修助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、差別のない共生のまちづくりを実現するために利用者の多様なニーズや時代状況の変化に適切に応えるべく職員が自主的に専門性の向上をはかる取組みを、法人が積極的にサポートすることを目的とする。

(対象となる研修事業)

第2条 主に次の研修事業を自主的に行った場合に助成の対象とする。

- (1) 通信・夜間教育による福祉・医療専門職養成コースの受講（受講料等）
- (2) 社協や当事者団体等がおこなう福祉系の研修事業（参加費、旅費、宿泊費等）
- (3) 当法人職員の自主的なグループ活動による定期的研修活動（講師料、奨励金等）

(対象者)

第3条 対象となる職員は、原則として在籍2年以上の常勤職員とする。ただし、施設長が業務の関係等を考慮し常勤職員以外の申告を推薦した場合は、これを受け付ける。

- 2 前条第3号のうち奨励金については、施設長の推薦をもって対象者とし申告する。
- 3 支給日に在籍しない者は除く。

(助成決定審査会の設置と予算)

第4条 法人は助成を承認または否認する審査会を設け、理事長を会長とし法人内全施設長でこの会を構成する。

- 2 審査会は毎年8月及び2月に開催し、年間の予算及び助成先を決定する。

(助成の申告、審査及び決定)

第5条 助成の申告、審査及び決定は次の通りとする。

- ①助成を希望する者や団体は、計画書又は報告書を添え施設長に申告する
- ②法人本部は申告を取りまとめ、法人審査会に提起し、審査、決定する
- ③施設長は審査結果（承認又は否決）を申告者へ通知する

(受講等手続)

第6条 受講希望の者は、自ら受講手続を行い、またその費用は全額受講者の負担として手続を行なう。

(助成内容、終了及び支給)

第7条 法人は、対象となる研修の修了者に対し、次の通り助成する。ただし、当法人職員になる前から受講を継続している場合は、助成の対象とならない。

- (1) 2ヵ年以上の通信教育課程受講の場合は、受講費の半額を助成する。ただし、10万円をその

上限とする。

(2) 1ヵ年以上の通信教育課程受講の場合は、受講費の半額を助成する。ただし、5万円をその上限とする。

(3) その他の研修受講の場合は、全費用の半額を助成する。ただし、2万円をその上限とする。

(4) 年度内、1人1回までとする。

(5) 当該年度予算の範囲の中で決定される。

- 2 研修修了者は修了証のコピー及び費用領収書を添え施設長に提出し、施設長はこれをもって受講の実績を確認するものとする。
- 3 併せて、国家試験受験を伴うものについては当該試験の合格をもって対象とすることから、国への資格登録証の写しの提出をもってこの事実を確認するものとする。
- 4 法人は第4条の審査会の決定をもって助成費用の支給を行う。
- 5 前項の支給日は毎年8月末日及び2月末日とする。

(スクーリング及び実習)

第8条 助成対象の研修で1週間以上の期間でのスクーリング又は実習をともなう場合、受講者は本助成金支給決定を待たずして、そのスクーリング又は実習の期間において3日を限度とした職務専念義務免除の扱いを施設長に申告することができ、また常務理事はその可否を判断することができる。

- 2 前項に関わらず、当該教育機関の指定する標準期間を超えての申告は受け付けない。

附 則

この要綱は平成20年6月1日から施行する。なお、横浜らいず自己啓発助成事業実施要領(試行)はこれを廃する。また、第2条1項1号については本要綱施行時点において当該教育機関に在籍中の者から適用する。

- 2 この要綱は平成21年2月23日から施行する。
- 3 この要綱は平成21年4月1日から施行する。